

静岡県告示第355号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県焼津市田尻2775-2の一部、2776-1の一部、2777-1の一部、2778-1の一部、2779-1の一部、2780-1の一部